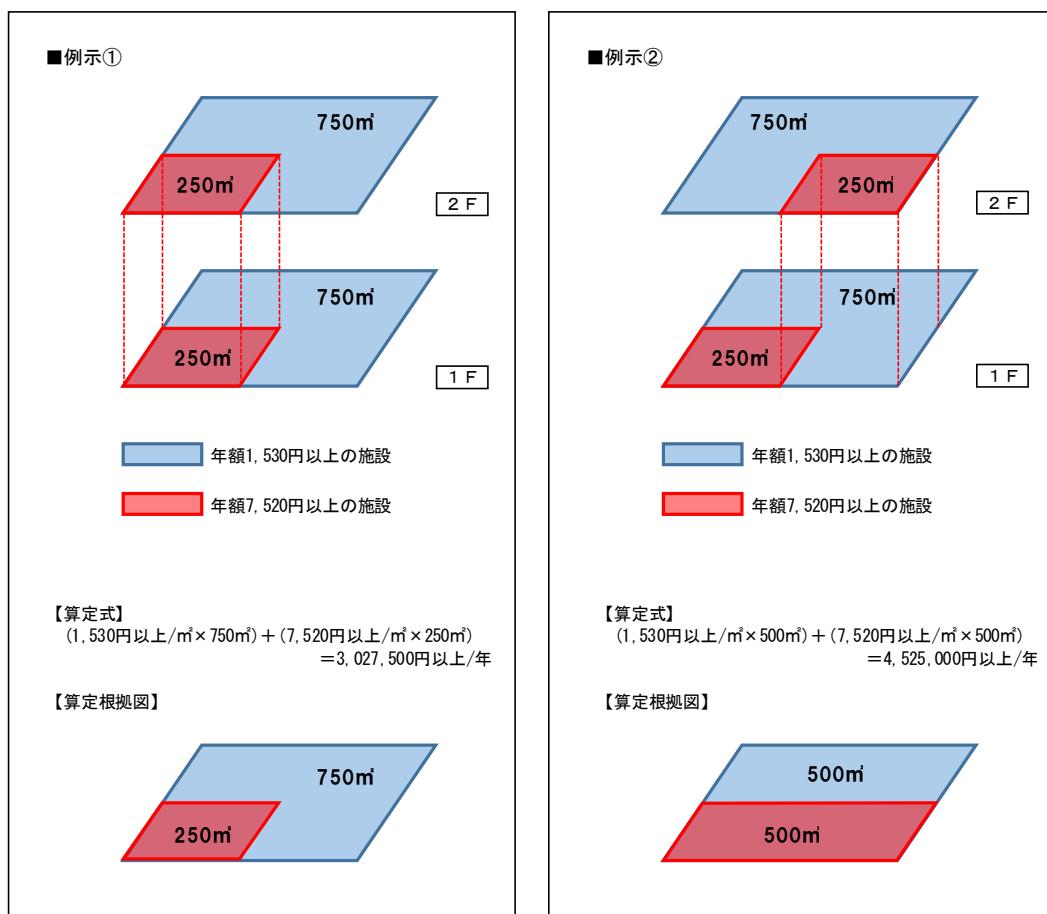


適用例) 複合施設：土産店（便益施設、適用使用料①）、無料休憩所（休養施設、適用使用料⑤）で構成されるもの

[積算] 土産店面積○m²×7,520円+無料休憩所面積○m² × 1,530円+・・・

※ただし、公園施設設置許可の使用料は垂直投影面積により算出するため、一の建物の各階層（この場合、垂直に投影した区域を想定）により異なる使用料区分（「飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設」と「その他の施設」）となる施設を設置する場合は、使用料区分は「飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設」を適用します。



公園施設管理許可の使用料については、平面であれば当該面積、建築物の場合には延べ床面積をもとに算出します。

4 工事に伴う公園使用料

本事業の実施に伴う工事区域が、事業者の設置・管理許可区域の範囲を超える場合は、その超えた部分について公園施設設置・管理許可とは別に新たに占用許可が必要となります。この場合、公園条例別表第3で規定する公園使用料が別途必要となります。

- ・工事に伴う占用 月額 2,200円／m²